

スポーツイベント開催支援事業補助金交付要綱

公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、宮崎県におけるスポーツランドみやぎづくりを推進するため、予算の範囲内において、スポーツイベント（宮崎県内で開催され、県内外から多くの宿泊を伴う参加者が見込まれるものをいう。）を主催する団体（以下「団体」という。）に対してスポーツイベント開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付の要件)

第2条 前条の補助金は、宮崎県内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿等の宿泊等に係る営業許可を受けた施設であり、宿泊料金が一人一泊1,000円以上の支払いを要する施設。宮崎県有宿泊施設、スポーツ施設に付随する簡易宿所等を除く。）を利用し、スポーツイベントを実施する団体からの申請に基づき、交付する。ただし、県予選など県内チーム・県内参加者のみで開催されるイベントは対象外とする。

2 補助限度額は、スポーツイベントの延べ宿泊者数（当該スポーツイベントに参加する選手、審判及び役員等の延べ宿泊数をいう。以下同じ。）が50人以上に対し10万円とする。ただし、協会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合はこの限りではない。

3 補助対象は、スポーツイベントの運営に要する経費のうち、会場使用料、リース料、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、保険料、手数料、招待選手・審判・通訳に係る謝金・旅費・宿泊費とする。

4 補助金交付決定額は、第2項の補助限度額と前項の補助対象経費の2分の1の金額を比較し、いずれか額の低い方を上限とする。

5 スポーツイベントを主催する団体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

6 一団体からの補助金の申請回数については、当該年度において1回とする。

(補助金の申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、原則としてイベント開始14日前までに会長に提出しなければならない。

(1) スポーツイベント開催支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）

- (2) スポーツイベント開催計画書（別記様式第2号）
- (3) その他必要と認める書類

（申請の取下げ）

第4条 前条の申請書の提出後、イベントの中止等により申請を取下げることとなった場合は、「中止等届」（別記様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第5条 第3条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認められたときは、会長は、交付額を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請）

第6条 申請者は交付決定の通知を受けた後において、当該スポーツイベントの内容の変更等により申請額に変更が生じた場合は、イベント開始3日前までに変更交付申請書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第7条 会長は、変更交付申請に係るスポーツイベントの内容が適正と認められるときは、変更交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、スポーツイベント終了後速やかに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) スポーツイベント開催支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）
- (2) スポーツイベント開催支援事業補助金実績書（別記様式第8号）
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書等の写し
- (5) 宿泊施設名・延べ宿泊者数実績（別記様式第9号）
- (6) 事業実施状況の写真
- (7) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第9条 会長は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。また、次年度以降の補助金の交付についても中止を命ずることができる。

- (1) 申請者が申請内容のスポーツイベントを実施しなかったとき。
- (2) 正当な理由がなく「中止等届」または「実績報告」を提出しなかったとき。
- (3) 申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(補助金の交付額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告を受けたときは、実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記様式第10号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、請求書（別記様式第11号）を会長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 この要綱の規定により、会長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス経済対策「スポーツイベント開催支援事業補助金」交付要綱（令和2年7月1日定め）は、廃止する。
- 3 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、スポーツイベント等開催育成支援事業補助金交付要綱（平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め）は適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、スポーツイベント等開催育成支援事業補助金交付要綱（平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め）は適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、スポー

ツイベント等開催育成支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県
観光協会定め)は適用しない。